



柏林市道路警察令

道路改良會調査部

柏林市に於ける歩道の開設及維持に就き一八五〇年三月十一日公布警察行政法第五條及第六條、一八八三年六月三十日公布一般地方行政法及現行柏林市慣習法に基き市警察部第一課は柏林市長の同意を経て左の如く命令した。(本會嘱託法學士右田鐵四郎譯)

第一條 土地所有者ノ歩道ノ開設及維持ニ關スル義務ハ左
ノ規定ニ依リ履行スベシ
ノ規定ニ依リ履行スベシ

第二條 步道ノ表面ハ平滑ナルヘシ、歩道ノ勾配ハ車道ノ
勾配ニ從ヒ、又車道ニ向ヒ四十分一ノ横断勾配ヲ附スベ
道ノ幅員二米以上ナルトキハ尙板石敷ヲモ設クヘシ

第四條 縁石ハ最良ノ花崗岩ヲ用フヘシ此石ハ方形ニ正シ

ク加工サレ良キ下端及表面ニ垂直ノ角度ヲナス側面ヲ有シ且幅員三十粂高サ四十乃至四十五粂ヲ有セサルヘカラス

上端ハ全部ヲ前面ニ於テ高サ二十粂、背面ニ於テ高サ三粂ヲ完全ニ平滑ニ且正シク研リ上ケ其他ノ面ハ尖ラシ置クヘシ個々ノ直状縁石ハ長サ一・五〇米以下ナルヘカラス

ス弓、狀縁石ハ外側ノ長サ一・二〇ヲ下ルヘカラス
前面ハ上部ヨリ十五粂丈ヲ翦除シ上隅ガ垂線ヨリ四粂退
ク様ニナスヘシ線石ハ其先端ヲ高サ三十粂長サ幅各四十粂ヲ有スル堅固ナルコンクリートニ埋没セシムヘシ其ノ

コンクリートハ砂利ト最良ノボートランドセメントヲ一ト八ノ割合ニ混合シタル良質ノモノヲ用ユヘシ

縁石ハ接續車道面ヨリ十乃至十五粂高クスヘシ但雨水孔ノ存スル所ニテハ二十粂ニ高ムルコトヲ得

歩道ノ屈曲部ハ凸角ナラシムヘカラス市警察部ノ近ク公布スヘキ規定ニ從ヒ弧線ヲ描カシムヘシ

縁石ノ繼目ニハセメントモルタルヲ注キ込ムヘシ

第五條 板石敷ノ幅員ハ歩道ノ幅員二乃至一、四九メートルニ付一メート五乃至一・九九メートルニ付一・五メートルニ付一メート五乃至一・九九メートルノモノニ付一・五メートルニ付一メート五・九九メートルノモノニ付二メート以上ノモノニ付三メートル敷ト縁石ノ背部間ニ五十粂ノモサイツク鋪石線ヲ設タル板石敷ノ位置ハ幅員三・三〇メート以下ノ歩道ニ付テハ板石敷ト縁石ノ背部間ニ五十粂ノモサイツク鋪石線ヲ設タルニヨリテ定マル

幅員六メート以下ノ歩道ニ付テハ建築線ト縁石ノ背部間ノ中央トス

右以上ノ歩道ニ付テハ板石敷ト建築線間ノ距離ハ一・八五メートス

第六條 板石敷ハ花崗石板又ハ人造石板ヲ以テ作ルヘシ花崗石板ハ最良ノ花崗石ヲ用ヒ四隅直角ニ加工サレ其ノ

上端ハ水ノ溜ル窪ミアルヘカラス側面亦同シ但側面ハ幅板石敷ハ歩道ノ縱ノ方向ニ測リテ長サ六十粂横、方向ニ於テ幅七十五粂以下ナルヲ得ス

大サ不同ノ板石ヨリ成ル板石敷ニ於テモ各個ノ板石列ハ
其幅員ヲ等シクセサルヘカラス。

板石ハ周邊八粂以上其他ノ個所ハ十粂以上十五粂以下ノ
厚ヲ有スヘシ

板石ハ厚八粂ヲ超ユル堅固ナル砂利ノ層ノ上ニ固ク被覆
スルコトヲ要ス

纖目八十耗ヲ超ユルヲ得ス砂ヲ以テ石板ノ上端迄填充ス
ヘシ

人造石板ノ様式及設置ニ付テハ市警察部ノ許可ヲ受クヘ
シ

第七條 モザイツク鋪石ニハベルンブルグ石灰石ブロツキ

イル砂岩又ハ此レト同種ノ石ヲ用フヘシ、狹キ色付モサ
イツク鋪石線ニハ特ニ玄武岩ヲ使用スルコトヲ得

モザイツク鋪石ハ高サ六粂以上ニシテ緣角銳ク三乃至四
粂以下ノ平滑ナル頭部ヲ有スヘシ

鋪石ハ厚八粂ノ固キ砂ノ層ノ上ニ固ク密接シテ置クヘシ
セメントモルタルヲ使用スルコトヲ得ス

第八條 步道ノ横断勾配ハ門口ノ前ニ於テハ縁石ノ沈設ニ
準シテ二十分一迄ト爲スコトヲ得、但シ縁石ハ街渠ヨリ

四粂以上高クセサルヘカラス、縁石ノ前角ニハ圓味ヲ付
スルコトヲ得

歩道ノ連續セル高キ部分ハ低キ部分ト二十分一ヲ超エサ
ル勾配ニヨリテ連絡スヘシ

縁石ヲ沈設スルトキハ門口前面ノ歩道ハ花崗石雲斑石ベ
ルンブルグ石灰石又ハブロツキイル砂石ヲ以テ鋪装スヘ
シ

使用スヘキ石ハ良ク加工セラレ直角ニシテ幅十二乃至十
三粂長サ十五乃至二十五粂ノ平滑ナル上面ト十五乃至二

十粂ノ高サヲ有セサルヘカラス石ノ底面ハ上面ノ三分二
以上ヲ有シ且各邊共上面ヨリ一粂以上短キコトヲ得ス

鋪石ハ十五粂以上ノ厚ヲ有スル堅固ナル鋪装砂ノ上ヲ被
覆スヘシ纖目ハ小砂ヲ以テ填充シ且路面迄覆フヘシ

縁石ノ沈設及碎石ノ鋪裝ハ市警察部ノ要求アルトキハ之
ヲ爲スコトヲ要ス

第九條 特別ノ事由アル場合ニ於テハ市警察部ハ第二條乃至第八條ノ例外ヲ許可又ハ命令スルコトヲ得但シ其ノ命

令ハ土地所有者ノ義務ヲ加重スルコトヲ得ス
第十條 第二條乃至第九條ノ規定ノ鋪装ハ沿道ノ土地ニ建

物ノ新築又ハ改築ヲ了シタルトキ直ニ之ヲ爲スヘシ
建築セラレサル土地及住宅ナキ土地ノ前面ノ歩道並ニ鋪

装セラレサル歩道ニ付テモ市警察部ノ命令アルトキハ直ニ築造スルヲ要ス、建物ナキ敷地前面ノ歩道ニ付テハ板

石敷ノ幅員ハ一米ニ止ムルコトヲ得

歩道ノ幅員ヲ變更スル場合ニ於テハ其ノ鋪装ハ本令第五條ノ規定ニ從フヘシ

現在歩道ノ鋪装不備ニシテ交通ノ秩序保安及輕便ヲ著シケ阻害スルトキハ市警察部ハ直ニ第二條乃至第九條ノ規定ニ依リ鋪装ノ施設ヲ命スルコトヲ得

第十一條 第二條乃至第九條ニ依リ開設シタル歩道ハ前掲ノ狀態ヲ繼續シテ保持スルヲ要ス、本令施行前ノ歩道鋪装ハ秩序保安輕便其他總テノ點ニ關シ交通ノ需要ヲ充ス

状態ニ維持スルコトヲ要ス

第十二條 歩道ニ關スル工事ハ少クトモ三日前ニ管轄ノ市建築検査係ニ書面ヲ以テ届出テ之ヲ始ムヘシ但シ危險ノ切迫スル場合ハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ工事ノ開始ト共ニ届出ツヘシ

人造石板ヲ設置セントスルトキハ届書ニ其旨ヲ記載スヘシ且板石ノ設置ニ付市警察部ノ許可ヲ得タルコトヲ證明スヘシ

第十三條 本令ニ違反セル者ハ三十馬克以下ノ罰金ニ處ス

罰金ヲ納付スルコト能ハサルトキハ二週間以内ノ拘留ヲ以テ之ニ代フ

第十四條 本令ハ一八七三年一月十七日ノ警察令ニ代リ一九〇八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來ノ警察令ニヨリ命セラレタル歩道築造ノ竣工セサルモノハ本令ノ規定ニ依リ完成スヘシ